

岩手大学技術部規則

平成16年4月1日 制定
令和2年3月26日 最終改正

(目的)

第1条 この規則は、国立大学法人岩手大学学則第26条の規定に基づき、岩手大学（以下「本学」という。）に勤務する専門職員（技術系）（以下「技術系専門職員」という。）の組織について必要な事項を定め、技術系専門職員が持つ専門的技術を本学の共通の財産として継承・発展させ、本学の教育目標、研究目標及び社会貢献目標の達成に資することを目的とする。

(技術部)

第2条 前条に掲げる目的を達成するため、全学的組織として技術部を置く。

- 2 技術部に総括技術部長を置き、学術を担当する理事又は副学長をもって充てる。
- 3 技術部の運営に関する事項を審議するため、岩手大学技術部運営会議を置く。
- 4 岩手大学技術部運営会議に関する事項は、別に定める。

(理工学系技術部、農学系技術部及び情報技術部)

第3条 技術部に理工学系技術部、農学系技術部及び情報技術部（以下、それぞれを「各技術部」という。）を置く。

- 2 前項の各技術部に技術部長を置き、理工学系技術部にあつては理工学部長を、農学系技術部にあつては農学部長を、情報技術部にあつては国立大学法人岩手大学情報システム運用基本規則第4条に定める情報化統括責任者（CIO）をもって充てる。
- 3 各技術部に関する規則は、別に定める。

(技術室)

第4条 理工学系技術部に理工学系第一技術室、理工学系第二技術室及び理工学系第三技術室を、農学系技術部に農学系第一技術室及び農学系第二技術室を、情報技術部に情報技術室をそれぞれ置く。

- 2 前項の各技術室に技術室長を置く。
- 3 技術室には、その規模に応じて、技術系専門職員の職として、技術専門員、技術専門職員及び技術職員を置くことができる。この場合、必要に応じ担当を命ずることができる。

(技術部及び各技術部の業務)

第5条 技術部は、各技術部と連携し、部局（学部、教育研究支援施設、事務局等をいう。以下同じ。）からの技術支援要請に応じて、部局の運営方針に沿って業務を遂行するものとする。

- 2 各技術部は、当該業務遂行に当たり、技術系専門職員の専門分野に関連する学科等との連携を図るものとする。

3 技術系専門職員は、第1項の技術支援要請があった場合は、関係各技術部長の命によりその要請に応じるものとする。

(職務)

第6条 総括技術部長、技術部長、技術室長及び第4条に定める技術系専門職員の職の職務は、次に掲げるとおりとする。

- 一 総括技術部長は、技術部を統括し、指揮する。
- 二 技術部長は、担当する技術部を統括する。
- 三 技術室長は、技術部長を補佐するとともに当該組織に関する業務を処理する。
- 四 技術専門員は、極めて高度な専門的技術を有し、その技術に基づき、教育・研究及び社会貢献並びに大学運営に貢献するとともに、技術の継承、保存並びに技術力の向上に関する企画及び連絡調整を行う。
- 五 技術専門職員は、高度な専門的技術を有し、その技術に基づき、教育・研究及び社会貢献並びに大学運営に貢献するとともに、技術の継承、保存及び技術力の向上に関する調査研究を行う。
- 六 技術職員は、技術業務に従事する。

(業務報告)

第7条 技術部長は、当該技術部の活動実績、技術の向上、技術の継承、技術を通じた地域との連携等の業務実績及び技術系専門職員の自己研鑽・自己啓発等の活動結果を、毎年、総括技術部長に報告するものとする。

(研修の実施)

第8条 総括技術部長は、技術系専門職員にその職務に必要な専門的知識及び技術等を習得させ、技術の向上及び自己啓発に資するとともに、能力・資質等を向上させるための研修を実施するよう努めるものとする。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成20年6月18日から施行し、平成20年6月5日から適用する。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成26年1月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。